

破綻金融機関の処理のために講じた  
措置の内容等に関する報告

平成15年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

はじめに	1
管理を命ずる処分等の状況	
1. 管理を命ずる処分の状況	1
2. その他	
(1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り	1
(2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況	2
預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
(1) 金銭の贈与	2
(2) 資産の買取り	3
(3) 優先株式等の引受け等	3
2. 公的資金の使用状況	
(1) 一般勘定	4
(2) 金融再生勘定	5
(3) 金融機能早期健全化勘定	5

(4) 危機対応勘定 . . . . . 5

(5) 金融機関等経営基盤強化勘定 . . . . . 6

## 参考

### 公的資本増強に係る取組み

- 1 . 公的資金による資本増強行に対するガバナンス  
の強化について . . . . . 7
- 2 . 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ . . . . . 7
- 3 . 経営健全化計画の見直しについて . . . . . 8
- 4 . 預金保険法に基づく資本増強について . . . . . 8
- 5 . 組織再編成促進特別措置法に基づく資本増強について . . . . . 9

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成15年12月

## はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について平成15年4月1日以降9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいりたい所存である。

## 管理を命ずる処分等の状況

### 1. 管理を命ずる処分の状況

報告対象期間中（平成15年4月1日から9月30日、以下同じ）に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

### 2. その他

#### (1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り

平成12年2月9日にニュー・LTCB・パートナーズ社と預金保険機構並びに日本長期信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中に新生銀行から預金保険機構が引き取った案件は35件で、債権額1,753億円、支払額1,632億円となっている。

平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループと預金保険機構並びに日本債券信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中におおぞら銀行から預金保険機構が引き取った案件は26件で、債権額437億円、支払額373億円となっている。

## (2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況

破綻処理を行った金融機関における金融整理管財人・整理回収機構等による旧経営陣に対する責任追及の状況について、報告対象期間中にとられた措置は、信用金庫で民事提訴2件、信用組合で民事提訴7件、2業態の合計で民事提訴9件となっている。

(注) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況については  
〔参考〕参照。

## 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

#### (1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等に際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、報告対象期間中はなかった。

なお、これまでの累計は18兆6,686億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は7兆1,979億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は11兆4,708億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業

務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

## (2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中はなかった。なお、これまでの累計は6兆3,663億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取り資金は、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後においては一般勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

預金保険機構による金融再生法第53条に基づく健全金融機関等からの資産買取額は、報告対象期間中で310億円（買取債権簿価1,735億円）、これまでの累計で2,916億円（買取債権簿価3兆5,655億円）となっている。

健全金融機関等からの資産の買取り資金は金融再生勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

## (3) 優先株式等の引受け等

預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法による株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

（注）金融機能早期健全化法による株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）限りとなっている。

預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、報告対象期間中で1兆9,600億円、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金により行われているものである。

預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、報告対象期間中で60億円、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法による優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

## 2. 公的資金の使用状況

### (1) 一般勘定

#### 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成15年度の保険料率は決済用預金0.090%、一般預金等0.080%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

#### 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成15年9月末で5兆8,978億円（民間金融機関等借入金5兆1,278億円、預金保険機構債券7,700億円）となっている。

（注）特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。



## (2) 金融再生勘定

### 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

### 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成15年9月末で5兆1,279億円（民間金融機関等借入金4兆6,479億円、預金保険機構債券4,800億円）となっている。

## (3) 金融機能早期健全化勘定

### 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

### 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成15年9月末で8兆1,453億円（民間金融機関等借入金1兆5,353億円、預金保険機構債券6兆6,100億円）となっている。

## (4) 危機対応勘定

### 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っている。

政府保証付借入れの残高

危機対応勘定の借入金の残高は、平成15年9月末で1兆9,601億円となっている。

(5) 金融機関等経営基盤強化勘定

勘定の性格

金融機関等経営基盤強化勘定は、組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機関等経営基盤強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っている。

政府保証付借入れの残高

金融機関等経営基盤強化勘定の借入金の残高は、平成15年9月末で61億円となっている。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考〕参照。

## 公的資本増強に係る取組み

### 1. 公的資金による資本増強行に対するガバナンスの強化について

- 平成14年10月30日に公表された金融再生プログラムに沿って、資本増強行に対するガバナンスを強化するとの観点から、経営健全化計画未達の場合における対応の厳格化及び政府保有優先株の普通株への転換権行使の条件の明確化を内容とする、「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を、平成15年4月4日に公表した。

(注)上記公表資料については〔参考 - 1 - 1〕参照。

- 主要行以外の資本増強行については、3月28日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「主要行のガイドラインの考え方に沿って、平成15年6月末までに整備する」とされたことを受け、「公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」を、6月30日に公表した。

(注)上記公表資料については〔参考 - 1 - 2〕参照。

### 2. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- 平成15年3月期の経営健全化計画の履行状況報告は、平成15年8月7日に公表された。

(注)上記公表資料については〔参考 - 2 - 1〕参照。

- 8月1日、15年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた15の公的資本増強行について、金融機能早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、金融機能早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項または同法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。

(注)上記公表資料については〔参考 - 2 - 2〕参照。

### 3 . 経営健全化計画の見直しについて

- ・ 経営健全化計画は4年間の計画として策定されているが、原則として策定から2年を経過する時期に以降4年間の新たな計画の策定を求めるとされており、21の資本増強行の経営健全化計画について見直しが行われた。
- ・ このうち、6行（上記2 . の業務改善命令を受けていないもの）については、見直し後の新しい経営健全化計画が平成15年8月7日に公表された。  
（注）上記公表資料については〔参考 - 3 - 1〕参照。
- ・ また、上記2 . の業務改善命令を受けた15行については、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が9月19日に公表された。  
（注）上記公表資料については〔参考 - 3 - 2〕参照。

### 4 . 預金保険法に基づく資本増強について

- ・ りそな銀行に対する資本増強の必要性の認定  
りそな銀行については、平成15年3月期決算における同行の自己資本比率が健全行の国内基準である4%を下回る2%程度となるとの報告を受け、このような事態を放置すれば、我が国又は同行が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められたことから、平成15年5月17日、金融危機対応会議の議を経て、りそな銀行に対して、預金保険法第102条第1項に基づく同項の第1号措置（資本増強）の必要性の認定を行うとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限を5月30日と定めた。  
（注）上記公表資料については〔参考 - 4 - 1〕参照。
- ・ 資本増強の申込み・決定等  
5月30日、りそな銀行から、預金保険法第105条第1項に定める資本増強の申込み及び同条第2項に定める経営の健全化のための計

画（経営健全化計画）の提出がなされた。

この申込みにおいては、上記の金融危機対応会議がその答申で「預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要」との意見を申し添えたことを踏まえ、資本増強の規模について1兆9,600億円とされていた。

当該申込みの内容及び経営健全化計画を審査した結果、預金保険法第105条第3項各号に掲げる要件に該当することから、6月10日、申込みのとおり1兆9,600億円の資本増強を行うことを決定した。この際、15年3月期決算において多額の繰越欠損が生じていたことから、同法第106条第1項に基づき、資本の減少を資本増強の条件とした。

以上を受け、預金保険機構から6月30日に公的資金が払い込まれ、7月1日にりそな銀行の株式が引き受けられた。その後、8月7日の株式交換を経て、預金保険機構保有の株式はりそなホールディングスの株式となっている。その内訳（株式交換後）は、普通株式（57.0億株、2,964億円）及び議決権付優先株式（83.2億株、16,636億円）であり、国の議決権割合は70%を超えている。

（注）上記公表資料については〔参考 - 4 - 2〕参照。

## 5. 組織再編成促進特別措置法に基づく資本増強について

### ・ 関東つくば銀行に対する資本増強について

平成15年3月31日、関東銀行及びつくば銀行から提出された経営基盤強化計画について、組織再編成促進特別措置法に基づき審査した結果、認定要件に適合するものと認められるため、同計画の認定が行われた。

平成15年9月、整理回収機構により、60億円の期限付劣後ローンの貸し付けが行われた。

（注）上記公表資料については〔参考 - 5〕参照。